# 令和８年度社会福祉法人美谷会事業計画

昭和 30 年 10 月に社会福祉法人として児童養護施設美谷学園の認可を得て 71 年、昭和 42 年 2 月障害福祉分野に進出後 59 年、平成 12 年 3 月老人福祉分野に着手後 26 年、令和 3 年に岐阜県地域生活定着支援センター事業の委託を受け 4 年を経過しました。

昨今の、物価の高騰や国の施策による様々な情勢変化の中、収支バランスが安定したとは言えない状況であります。2040 年に向けて人材不足が言われる中で、すべての事業において人材確保とその育成を進めながら事業収支を安定していく事が課題であり、外国人雇用（留学・特定技能・技能実習生等）を加えての人材確保を進めながら職員研修を行い、職員の質の向上に力を入れていきます。

本会理念「全ての人に寄り添い、人と人の結（むすびつき）を大切に、未来に向けて共に歩みます」の下、地域共生社会の実現・持続可能な法人運営ができるよう取り組んでまいります。

これらのことから、令和８年度の事業の実施概要を以下のとおりとします。

１　令和８年度役員等会議の開催予定

イ　理事会　4 回／年
　　監事による監査　令和８年５月
ロ　定時　評議員会　令和８年６月
　　臨時　評議員会　2 回／年
ハ　評議員選任解任委員会　開催予定なし

２　社会福祉事業

□　社会福祉法第 2 条第 2 項に定める第一種社会福祉事業（夫々の事業計画は別掲）

イ　児童養護施設の経営　（美谷学園　定員 36 名、本体 18 名・小規模 18 名）
ロ　障害者支援施設の経営　（美谷の里　入所支援 135 名）
　　（　同　生活介護 145 名）
　　（　同　短期入所 7 名）
ハ　特別養護老人ホームの経営　（飛鳥美谷苑　定員 100 名）
ニ　軽費老人ホームの経営　（ケアハウス　飛鳥美谷苑　定員 15 名）
ホ　養護老人ホームの経営　（各務原市慈光園　定員 52 名）

□　社会福祉法第 2 条第 3 項に定める第二種社会福祉事業（夫々の事業計画は別掲）

イ　障害福祉サービス事業の経営

＊生活介護　（美谷の風　生活介護 80 名）
　　（主　美谷の風　65 名）
　　（従　ライブリーM　15 名）
＊共同生活援助　（ちゅうのうみたに　共同生活援助 37 名）
（グループホーム）　関エリアホーム　2 ヶ所　8 名
　　寺尾エリアホーム　2 ヶ所 11 名
　　美谷ホーム　1 ヶ所　8 名

けやきホーム　　1ケ所 10名

＊短期入所（県・市委託）　広域（随時）

ロ　老人デイサービス事業の経営　デイ飛鳥美谷苑　25名

ハ　老人居宅介護支援事業の経営　介護相談センター飛鳥美谷苑

二　老人短期入所事業の経営　飛鳥美谷苑　20名

ホ　相談支援事業の経営　相談支援事業所みたに
（委託、中濃4市7町1村）
相談支援事業所みたにサテライト
（飛鳥美谷苑内）

□　社会福祉法第26条に定める公益事業

イ　地域包括支援センター事業　飛鳥美谷苑

ロ　更生保護事業（H7更生保護事業法法律第86号）
自立準備ホーム　かえで寮

ハ　社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業

ニ　その他福祉に関する事業

□　児童福祉法第6条の2第1項に定める障害児通所支援事業

イ　放課後等デイサービス　結ふる美谷東京　10名

□　県条例第十六号に基づく地域活動支援センター事業

イ　地域活動支援事業　地域活動支援センター　花ノ木

□　県・市町村からの委託事業

イ　短期入所児童受入れ事業（一時保護）

ロ　緊急一時保護事業

ハ　岐阜県地域生活定着支援センター運営事業

3　ボランテイア等育成事業他

①施設の行う行事への参加促進

②実習生・研修生の受け入れ

養成校（短大・大学・看護師・専門）、教員養成大学、地域の小・中・高校

③緊急雇用創出事業、代替職員確保による現任介護職員の研修等支援事業等

④機関紙の発行　児童施設　「美谷だより」

障害者施設　「美谷の里だより」「美谷の風だより」

高齢者施設　「ゆいまーる通信」「やすらぎ」
「あすか」「結通信」

障害児通所支援　「結ふる美谷東京通信」

4　福祉サービスの質の向上のための取組（社会福祉法78条）

○サービス点検調整委員会（全施設）　年6回

○各務原市慈光園運営適正委員会　年2回

○第三者評価事業（美谷学園・結ふる）

5　委託事務・管理事務等

○社会福祉充実計画の支援業務委託、経理事務処理等顧問委託、顧問弁護士事務所委

託、施設の管理事務（入所者の安全衛生、資産の管理、職員の福利厚生、災害対策、契約）

6　研修等

○役員等の経営研修への派遣（随時）

○7 施設運営協議会（月 1 回）

○虐待及び不適切対応等の研修参加の強化

○法人職員研修　（年 3 回）

7　施設整備事業他事業展開基盤

（1）美谷学園　　地域分散化の推進

（2）結ふる美谷東京　安定的利用者確保

（3）美谷の里　　老朽設備の改修、地域移行推進、利用者の確保

（4）美谷の風　　利用者の確保、車両入替

（5）ちゅうのう　　安定的建物確保、新規 GH の開設

（6）飛鳥美谷苑　　安定的利用者確保、人材確保、設備修繕

（7）慈光園　　各務原市指定管理再委託、人材育成

（8）岐阜定着支援　　人材育成及び事業基盤強化

8　特記

○法人運営基盤強化特別事業

（1）法人本部事務局機能の強化・再編

①法人事業計画の一括管理（建替、大規模修繕、新設等）

②基本財産の管理等、法人事務局機能の明確化

③人材強化育成、施設整備、目的積立資金、資金運用、外国人雇用等のため人材供給国の確保及び受入機能の確立

（2）再投下可能な財産の明確化による福祉サービスへの再投下計画（社会福祉充実計画）

（3）地域公益事業として

①認定生活困窮者就労訓練対象者の受け入れ（飛鳥美谷苑）

②法定後見制度利用支援事業

③ら・ら・らカフェ（認知症カフェ）の開催（飛鳥美谷苑）　年 8 回

④地域活動支援センター認知症カフェの開催（花ノ木）　　月 1 回

⑤子ども食堂（関市街　一ツ山）開設準備

（4）各事業所運営規程の見直し

（5）外部監査・内部統制監査の導入について

（6）委員会活動の強化

虐待防止委員会、外国人雇用委員会、建設委員会、規程等見直委員会、役員候補検討委員会、他随時設置の目的をもった委員会